

令和8年度

大津市企業局管布設工事入札参加資格確認申請書の提出について

大津市企業局が令和8年度に発注する管布設工事(水道に係る掘削を伴う管布設工事(以下「水道工事」という。))及び低圧ガスに係る掘削を伴う外管布設工事(以下「ガス工事」という。))に入札参加を希望する者については、下記のとおり管布設工事入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を大津市企業局に提出してください。

1. 入札参加資格申請要件

市内業者、市外業者とも、次の(1)と(2)の要件を満たしていること。

※大津市内に本店を有する業者を「市内業者」、大津市外に本店を有する業者を「市外業者」という。

(1)「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」及び「大津市入札参加資格申請要領(建設工事)」等に基づき、「滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システム(以下「受付システム」という。)」によって大津市の令和8年度入札参加申請(以下「指名願」という。)を行っていること。

(2)水道工事は《共通》《水道》、ガス工事は《共通》《ガス》、共同(水道工事とガス工事)は《共通》《水道》《ガス》の要件を満たしていること。

《共通》

指名願の入札参加希望業種のうち土木一式工事及び給排水冷暖房工事の両方を申請していること。

《水道》

ア 建設業法に基づく水道施設工事業及び管工事業の許可を有すること。

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、水道施設工事及び管工事に総合評定値を有すること。

ウ 管布設工事を主たる業務としており、市内に本社又は本店(以下「本社等」という。)を有し、かつ、その本社等が給水装置工事業業者として本市の指定を受けていること。又は、市内に本社等を有さない場合であっても、給水装置工事業業者として本市が指定した事業所を市内に有し、かつ、本社等が当該事業所に入札、契約等に関する権限を委任していること。

エ 給水装置工事業業者として本市の指定を受けて、本市内における配水管から分岐(穿孔)して給水管を設ける工事実績を2年以上有するもの、又は、過去3年間に地方公共団体が発注した配水管布設工事の元請としての施工実績を有すること。

オ 給水装置工事主任技術者及び配水管から分岐して給水管を設ける作業を適切に行うことができる技能を有する常勤者を各2名以上(重複可)有していること。なお、配水管から分岐して給水管を設ける作業を適切に行うことができる技能を有する者とは、(公財)給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能検定合格者(旧:給水装置工事配管技能者講習会修了者)、(社)日本水道協会滋賀県支部の技術者の認定に関する規定に基づく水道技能者、又は本市が配管技能に関する技術を有すると認めた水道技能者をいう。

《ガス》

ア 建設業法に基づく土木工事業及び管工事業の許可を有すること。

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、土木一式工事及び管工事に総合評定値を有すること。

ウ 第1種指定ガス工事店として、本市の指定を受けていること。

エ 外管責任技術者1名以上、外管工事士3名以上(重複不可)の常勤技術者を有すること。

2. 提出書類

《市内業者》

(1) 管布設工事入札参加資格確認申請書【様式1】

※押印省略可

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(指名願に添付したもの)

(3) 常勤技術者に関する調書【様式2-1】

(4) 主任(監理)技術者に関する調書【様式2-2】

(5) 上記(3)及び(4)において、雇用及び資格の確認が必要な者を申請する場合は確認ができる書類の写し。

(6) 水道工事経歴書【様式3】(令和7年度に管布設工事入札参加資格確認書の通知を受けた者は提出不要。新規登録の場合のみ提出が必要。)

《市外業者》

提出日時点で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

※令和7年度に申請書を提出していない場合は、市内業者と同じ書類を提出すること

3. 提出方法

次の(1)又は(2)のいずれかにより提出すること。

(1) 郵送の場合

ア 宛先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留

大津市企業局企業経営部契約管財課長 宛

イ 郵送方法 送付の記録が確認できる方法

一般書留又は簡易書留、特定記録郵便、レターパック等

(2) 電子メールの場合

様式1の押印を省略した場合、(1)の提出方法に加え、電子メール提出も可とする。

電子メールを利用する場合は、メールを送信した旨を契約管財課に電話連絡すること。

なお、メールの件名は「〇〇工業 大津市企業局管布設工事入札参加資格確認申請書」のように、業者名と申請書の提出に係るメールであることが分かるものとする。

ア メールアドレス nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp

イ 電話番号 077-528-2614

4. 受付期間

令和7年12月1日(月曜)から令和8年1月30日(金曜) 午後5時00分まで(必着)

5. 資格確認結果の通知

申請書に基づき企業局において参加資格を確認し、その結果について3月末を目途に通知します。

6. 資格有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(指名願が無効となった場合は、本申請を自動的に取り消します。また、指名停止については指名停止通知に記載のとおり取り扱います。)

※ 当該入札参加資格を確認したものであっても本市発注基準により入札参加対象としない場合がありますので、予めご了承のうえ申請をお願い致します。

7. 主観的評価点の加点について

令和8年6月1日から、大津市の指名願において主観的評価点の加点が始まるのに合わせ、企業局においても指名願と同様に、入札参加業種の総合評定値に主観的評価を行った点数を加点した総合点数でのランク付けを行います。

新基準は、令和8年度(令和8年6月1日から)の発注基準から適用します。また、来年度以降の発注基準の切り替えについては、毎年度の6月1日に変更します。

8. その他

- (1)必ず受付システムによって指名願を申請後に申請してください(指名願の受理の証明は不要)。なお、指名願が未申請の場合や受理されなかった場合は、本資格も無効とします。
- (2)年度途中の随時受付は行いません。また、年度途中における入札参加希望業種の追加、変更は認めませんが、削除・取下げは認めます。
- (3)申請内容又は提出書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置を取ることがあります。
- (4)契約案件の連絡方法についてはメールにて行っているため、現在企業局へメールアドレスの届出がない者、又は届出はしているが変更がある者は、「大津市企業局契約管財課メールアドレス登録申請書」を大津市企業局ホームページからダウンロードして、入札参加資格確認申請書とあわせて申請してください。
なお、既に届出済みでメールアドレスに変更がない場合は申請不要です。

【メールアドレス登録申請書の掲載先】

大津市企業局ホームページ > 入札・契約情報 > 入札・契約に関して
> 工事請負業務 > 契約案件に係る契約管財課からの連絡方法について

9. お問い合わせ先

大津市企業局企業経営部契約管財課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話:077-528-2614

FAX:077-523-1580

メールアドレス nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp